

水戸市休日の地域クラブ活動ガイドライン



令和8年9月
水戸市教育委員会

目 次

I 策定の趣旨

- 1 背景と目的
- 2 ガイドラインの対象と位置付け

II 地域クラブ活動の概要について

- 1 運営主体
- 2 対象種目・対象生徒等
- 3 活動形態と活動内容

III 参加生徒及び保護者について

- 1 参加生徒の募集
- 2 会費と徴収方法
- 3 入会までの流れ
- 4 活動当日の流れ
- 5 休会・退会
- 6 事故や怪我への対応

IV 指導者について

- 1 指導者の確保とチーム指導体制
- 2 指導者の活動
- 3 指導者の資質向上と研修の義務化

V 安全確保と危機管理の徹底

- 1 事故防止と応急対応マニュアル
- 2 保険への加入と賠償責任
- 3 環境条件への配慮（熱中症対策等）
- 4 緊急・災害時対応

VI 学校・地域との連携

- 1 学校施設・設備の有効活用
- 2 一貫した指導のための情報共有
- 3 教師の兼職兼業の推進

VII その他

- 1 問合せ先

I 策定の趣旨

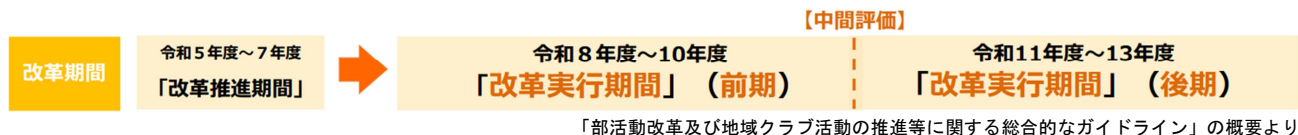
1 背景と目的

平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を通知し、その中で、地域との連携を含む学校部活動の見直しに言及した。

令和4年12月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として策定し公表した。その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、令和5年度から地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行実現を目指し、地域スポーツ・文化芸術環境の整備のための取組を重点的に進めることを求めている。国は、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」と位置付け、休日の部活動の地域展開を全国的に推進する方針を示している。

茨城県でも学校部活動の地域移行について、令和5年度以降、平日も視野に入れながら、まずは休日から段階的に推進することを基本とし、移行に伴う諸課題について、検討・準備を進めている。

これらを踏まえ、水戸市においても、令和7年度に「水戸市における休日の部活動等の在り方に関する方針」を策定し、急激な少子化が進む中でも将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実し、過度な勝ち負けにとらわれることなく、子どもたちが安心して活動できる環境を整えるため、令和8年9月から中学校及び義務教育学校の土曜日または日曜日の休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することとした。



2 ガイドラインの対象と位置付け

「水戸市休日の地域クラブ活動ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は、水戸市立小・中学校及び義務教育学校の児童生徒を主な対象とし、休日に実施される地域クラブ活動の運営、指導、安全管理等の指針を示すものである。各地域クラブにおいては、参加する児童生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境、芸術文化等の活動を構築するという観点に立ち、各地域クラブが地域、学校、競技種目、分野、活動目的に応じた多様な形で実施されることを目指す。各クラブの指導者は、本ガイドラインに則り、安全で質の高い活動の提供に努めなければならない。

本ガイドラインは、児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、各地域クラブ活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営や活動の在り方について示すものである。

Ⅱ 地域クラブ活動の概要について

1 運営主体

運営主体は水戸市教育委員会とし、運営事務局は水戸市総合教育研究所教育研究課（以下、事務局）に置く。水戸市が直営のクラブを整備することで、活動目的、指導体制、安全確保等を担保し、公的支援（施設利用、保険加入、指導者確保等）の対象とする仕組みを構築する。

ただし、日常的な地域クラブとの連絡・調整など事務局業務の一部は業務委託により運営事務局受託事業者が対応する。

2 対象種目・対象生徒等

（１）対象種目

水戸市立小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒が参加する学校部活動の種目を対象とする。中学生は陸上、水泳、器械体操、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、ソフトボール、軟式野球、卓球、柔道、剣道、弓道、レスリング、吹奏楽、合唱の16種目とする。

（２）対象生徒

水戸市内に住所を有する小・中学校等に在籍する児童・生徒、又は市外に住所を有し水戸市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒を対象とする。

（３）地域クラブの編成

地域クラブの編成については、各地域クラブへの児童生徒の参加希望状況を鑑み、人材バンクに登録のあった指導者を事務局が配置し編成する。編成については、参加希望児童生徒の減少や、指導者の辞退なども想定し、適宜見直しを図るものとする。

3 活動形態と活動内容

（１）活動日及び年間活動回数

原則として土曜日の3時間以内（夜間を除く）とする。

年間活動回数について、最低活動回数を年間36回以上とする。ただし、制度導入年度の令和8年度は、年間21回以上とし、体育館及び武道場を使用する地域クラブは、令和8年度中に空調整備工事が予定されていることから、年間12回以上とする。

地域クラブの指導者は、各年度の活動開始前に年間の活動計画を作成し、年間活動回数が最低活動回数を下回らないよう留意する。また、当該年間活動計画は、事務局に提出するとともに、指導者及び保護者・生徒等関係者間で共有する。

（２）活動場所

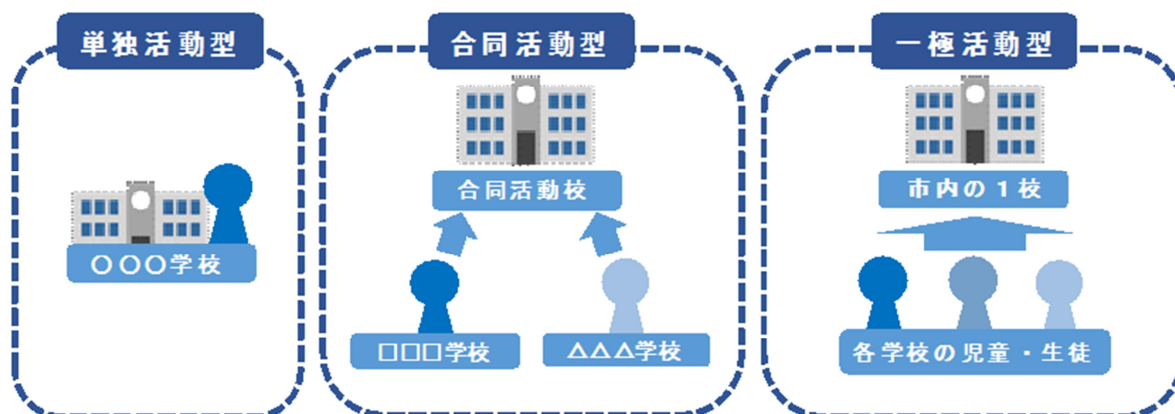
原則として水戸市立小・中学校及び義務教育学校の施設・設備を活用する。

事務局は、学校からの情報に基づき、地域クラブの活動が可能なグラウンドや体育館等の割り振りを行い、対象の地域クラブ指導者チームに連絡する。各地域クラブ指導者は、施設の割り振り情報に基づき、月間の活動計画を作成し、事務局に報告するとともに、指導者及び保護者・生徒等関係者間で共有する。

（３）活動形態

従来の部活動と似た、在籍校において活動する「単独活動型」、複数校の児童生徒が１つの学校に集まって合同で活動する「合同活動型」、参加者が少なく、市内全域から１つの学校に集まって合同で活動する「一極活動型」の３形態に分類される。

地域クラブは、単独活動型を基本として編成する。ただし、制度導入当初、指導者の確保が困難な場合には、複数の学校が合同で活動する「合同活動型」を経過措置として活用することとし、指導環境の整備状況に合わせ、随時「単独活動型」への移行を目指す。



（４）大会への参加

中学校体育連盟が主催する公式大会（総合体育大会及び新人体育大会）には、従来どおり学校部活動として参加する。その他の大会及び練習試合については、地域クラブとして参加を希望する場合、当該クラブの指導者の判断により参加することができるが、部活動顧問との連携を図ることとする。地域クラブにおける大会の引率等については、原則として年間１２回以内とする。

（５）施設・用具の使用

活動に必要な施設や用具については、原則活動場所である各学校にあるものを使用する。ただし、救急用具等の消耗品については、事務局より各地域クラブへ支給する物を使用する。

体育館の空調設備についても、生徒の安全を考慮し適切に使用する。

活動中に、施設や備品の破損があった場合には、速やかに事務局に連絡する。

（６）休日部活動の例外的取扱い

大会前の強化試合や練習等で、学校の部活動として学校側から休日の部活動を希望する場合には、学校と指導者で協議を行った上で、例外的な活動として取扱いを決定する。なお、休日部活動の例外的取扱いについては、地域クラブの年間の最低活動回数を妨げない範囲で行うこととする。

Ⅲ 参加生徒及び保護者について

1 参加生徒の募集

地域クラブへの参加は希望制とし、参加受付はポータルサイトにより行い、参加者は指定のアプリ「部活アプリ／クラブマネージャー」（以下、アプリという。）を登録することとし、事務局やクラブからの連絡は原則としてアプリをとおして行うこととする。

また、対象生徒等は、対象校に関わらず原則として希望する地域クラブに参加することができる。ただし、参加希望者が多く指導の安全管理上支障が生ずるおそれがある場合には、参加者数を限定し、対象校の生徒等の参加を優先する場合がある。

なお小学生が中学生対象の地域クラブに、また中学生が小学生対象の地域クラブに参加することはできない。

2 会費と徴収方法

月額 2,000 円を会費とし、在籍期間中は原則として活動参加の有無に関わらず徴収する。徴収方法はクレジットカードまたは口座引き落としとし、当月分を当月 1 日までに徴収する。会費が未納の場合は、地域クラブへの参加を認めないことがある。

なお、地域クラブの年間活動回数が天候や感染症等の影響により最低活動回数に満たなかった場合には、当該地域クラブの 3 月分の会費を免除する。

さらに、令和 8 年度において、体育館及び武道場を使用する地域クラブは、3 か月程度の空調整備工事が予定されていることから、3 か月分の会費を免除する。

また、生活保護世帯や就学援助世帯に対しては、活動機会の格差が生じないように、会費の補助の別途支援措置を講じる。支援措置の申込みについては別途案内する。

3 入会までの流れ

クラブへの参加は、指定のポータルサイトをとおして行う。指定のポータルサイトに氏名、連絡先等登録を行い、入会手続きを進める。入会後は、指導者からのアプリによる通知により、活動日や準備物等を確認する。

入会後は事務局が「スポーツ安全保険」への加入を行う。

4 活動当日の流れ

（１）活動場所までの移動

活動場所までは、徒歩、自転車、保護者の送迎等で集合する。

（２）活動の流れ

- ① アプリにより活動場所、活動時間、持ち物等を確認し、活動場所に集合する。欠席や早退等の場合は、必ずアプリを通して指導者へ連絡する。
- ② 指導者の指示に従い、活動する。

5 休会・退会

(1) 休会

参加生徒等が1か月以上地域クラブの活動に参加できない場合は、別途指定の方法により休会を申し出ることができる。休会の期間は1か月を単位とし、休会を希望する月の前月末日までに申し出るものとする。休会の対象となる月について、当該月のすべての活動に参加しない場合、当該月の月会費は発生しない。休会の申請は、アプリから行う。

(2) 退会

地域クラブは、特段の申し出がない場合、中学生対象の地域クラブは中学校3年次（義務教育学校9年次）の3月31日を、小学生対象の地域クラブは小・義務教育学校6年次の3月31日をもって退会とする。

また、退会は別途指定の方法により随時申し出ることができる。ただし、退会を希望する月の前月末日までに当該申し出がない場合、翌月分の月会費が発生する。

6 事故や怪我への対応

(1) 緊急を要する場合

緊急性の高い事故や怪我があった場合、「緊急時対応マニュアル（別紙）」を参照し、指導者はすぐに救急要請や救命処置を行う。事案については、すぐに事務局や保護者と連携し、適切に対応する。自然災害時等も同様とする。

(2) 活動時の体調管理

生徒は活動中またはその前後に体調不良を感じた場合、すぐに指導者に申し出る。決して無理をしたり、我慢をしたりすることのないよう、十分に注意する。

(3) 保険の適用

地域クラブ活動による怪我については、「スポーツ安全保険」の対象となるため、事故後は指導者をとおして、事務局に事故や怪我の詳細について、連絡する。事務局において、保険の適用に必要な手続きを進める。

IV 指導者について

1 指導者の確保とチーム指導体制

(1) 指導者の登録及び要件

参加を希望する指導者は、水戸市地域クラブ指導者人材バンクへ登録をする。

指導者はスポーツや文化芸術活動における指導や活動経験を有し、かつ、次の①～③までに掲げる全ての要件を満たす者とする。

- ① 反社会的勢力に関与しておらず、犯罪歴（補導歴）がない者。
- ② 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、スポーツ・文化芸術活動の指導者として不適格と認められる事項がない者。
- ③ 当該年度4月1日時点の年齢が、満18歳以上の者。

(2) 指導者チームの編成

事務局は指導者チームを編成し、登録された指導者へ連絡する。水戸市地域クラブ指導者人材バンク登録者の中から、各地域クラブ原則3名以上の指導者チームを編成する。

(3) 指導者への謝礼

指導者には、謝礼として活動1時間当たり1,760円と、市の規定による1日当たり1,000円を上限とする交通費を、運営事務局受託事業者を通じて支給する。

また、各地域クラブの指導者チーム内に、雑務を担うマネージャーを1名位置付ける。当該マネージャーは、指導者チームの指導者の中の1名が兼任、または指導者チームの指導者以外の者1名を専任で位置付ける。マネージャーには、謝礼として専任兼任によらず、1月当たり4,000円を運営事務局受託事業者を通じて支給する。

2 指導者の活動

(1) 指導者の参加

指導者は1回の活動につき、2名で活動することを原則とする。1クラブにつき、指導者謝礼の上限が年間活動回数×2名の予算としていることから、マネージャーは指導者の活動計画についても管理し、上限を超えないように指導者の調整を図る。ただし、経過措置として合同で活動する地域クラブについては、例外的に3名での活動を認め、必要な予算を措置する。

大学生のみでの指導は行わないものとする。

指導者は、毎月の活動計画について定期的に保護者及び事務局へ報告する。

(2) 活動当日の流れ

- ① 正門の鍵を開ける。指定の場所に駐車する。
- ② 所定のキーボックスを開け、施設や用具庫の鍵を取り出し、活動の準備を行う。
- ③ 活動する。
- ④ 窓や扉など施錠していることや生徒がいらないこと等を確認し退出する。キーボックスに使用した鍵を戻す。体育館やグラウンドで他のクラブ等が活動していないことを確認し、最後に正門の施錠も行う。

- ※ 熱中症対策や天候等の理由により活動を中止する場合には、アプリを通じて事前に保護者に通知することとする。
- ※ 開錠のための暗証番号は指導者のみで共有し、生徒や保護者には伝えない。暗証番号は、事務局により定期的に変更するものとする。
- ※ 活動時には、市指定の名札を着用することとする。

(3) 会計の管理

地域クラブごとに、独自に保護者から費用等を徴収する場合（施設の使用料、移動費、物品の購入等）については、事務局に相談し了解を得た後、指導者と保護者の協議の上、理解を得て実施すること。当該費用の徴収及び管理は、指導者の責任において行うものとし、会計報告を必ず事務局へ行うこととする。

3 指導者の資質向上と研修の義務化

(1) 指導者に求められる資質

- ① 指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具・施設の点検・管理、会計管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事することとなる。
- ② 心身の成長の途上である生徒を対象とするため、指導者は、生徒の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的人権などの権利擁護の観点に留意しなければならない。
- ③ 指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく対処する。
- ④ 指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、取得に一定の研修を要する指導者資格を有していることが望ましい。
- ⑤ 指導者は、指導者と生徒間でSNSを介してのやりとりはしない。練習計画等の必要な連絡については、専用のアプリを通じて周知することとする。
- ⑥ スポーツ活動の指導者は、J S P O公認スポーツ指導者資格や中央競技団体が定める公認指導者資格など、公的に認められた資格を有していることが望ましい。公認指導者資格を取得していない指導者や指導者資格が設けられていない活動等の指導者は、県や市が開講する指導者講習会等を受講し、指導に当たることが求められる。

(2) 指導者の研修義務

指導者は、ハラスメント防止、熱中症対策、コンプライアンス、生徒の発達段階に応じた科学的指導等に関する市指定の研修を年1回以上受講しなければならない。指導者は、こども性暴力防止法に基づく宣誓書を提出する。

(3) 不適切行為の根絶とコンプライアンス

体罰、暴言、暴力、ハラスメント等の不適切行為を一切容認しない。当該行為が確認された場合は、指導者としての活動を認めない。

V 安全確保と危機管理の徹底

1 事故防止と応急対応マニュアル

指導者は、活動前に施設・用具の安全点検を徹底する。万が一の事故発生時に備え、「事故対応マニュアル」を常備し、応急処置、緊急連絡、運営事務局への報告を迅速に行う体制を整える。

【緊急災害時対応マニュアル】

ケガ・急病人	事故・事件	自然災害・気候変動
		

2 保険への加入と賠償責任

水戸市教育委員会が「スポーツ安全保険」に一括加入し、活動中及び自宅と活動場所の往復時（徒歩・自転車等）の事故を補償対象とする。

3 環境条件への配慮（熱中症対策等）

暑さ指数（WBGT）等の環境情報を活用し、指数が基準値（31℃等）を超える場合は活動を中止または延期する。活動中はこまめな水分・塩分補給と休憩を促す。

屋内競技については、空調設備を活用する等、適切な運動環境の確保に努める。屋外競技についても、適宜クールダウンをしながら、安全を第一に活動する。

4 緊急・災害時対応

緊急時は緊急時対応マニュアルを参照し、速やかに安全の確保に努める。特に意識がない、呼吸困難、大量出血等、明らかに緊急を要する場合には躊躇なく119番に連絡するとともに、救命処置（CPR、AEDの使用等）の対応を確実に実行。指導者は、救命処置の安全講習を定期的に受講する。

地震等の災害時においても、生徒及び関係者の身の安全を第一に確保してから、国や自治体の情報に基づき、迅速に対応することが求められる。生徒については、保護者と即座に連携し、確実に引き渡す。又は、市指定避難所の市職員に引き継ぐ。

VI 学校・地域との連携

1 学校施設・設備の有効活用

地域クラブの活動場所は、原則として水戸市立小・中学校の施設・設備を活用するため、学校教育に支障のない範囲で、優先的に利用できるよう市と学校が調整を図る。

2 一貫した指導のための情報共有

地域クラブと学校は、生徒への一貫した指導環境を構築するため、指導方針や配慮事項、活動状況についてアプリ等を活用して必要に応じ相互に情報を共有する。

3 教師の兼職兼業の推進

地域クラブでの指導を希望する教職員については、本人の意思を尊重し、学校運営に支障がない範囲で兼職兼業の許可手続を円滑化し、積極的な参画を促す。なお、地域クラブでの指導を希望する教職員は学校長を通じて水戸市学校管理課宛てに兼職兼業届を必ず提出する。

VII その他

1 問合せ先

各クラブ活動に関する指導者と保護者間、指導者と事務局の日常的な連絡手段は、運営事務局受諾業者が設置するアプリを使用する。ただし、緊急や当事者間で合意がとれている場合などは、この限りではない。

その他、質問等がある場合は、下記事務局に連絡する。

【問合せ先】

事務局 近畿日本ツーリスト株式会社

(水戸市休日の地域クラブ専用窓口、平日9:00～17:00、アプリ対応のみ)

KNT部活運営事務局 担当：中島、宮崎、中山

MAIL：nakajima-mito@event-convention.com

水戸市教育委員会 総合教育研究所 教育研究課 部活動地域移行担当

TEL：029-244-1331 FAX：029-244-6708

MAIL：bukatsu.chiiki@city.mito.lg.jp

附則

本ガイドラインは、令和8年9月1日から施行する。

なお、社会情勢や改革の進捗状況、国・県の方針変更等に合わせ、適宜見直しを行うものとする。

参考資料等

水戸市休日の地域クラブ活動ガイドライン (水戸市教育委員会 令和8年9月) 	水戸市地域指導者人材バンク登録URL (水戸市 令和8年4月) 
水戸市休日の地域クラブ指導者説明会資料 (水戸市教育委員会 令和8年6月) 	水戸市休日の地域クラブ説明動画 (水戸市教育委員会 令和7年10月) 
水戸市教育委員会HP（地域移行関係） (水戸市教育委員会 令和8年4月) 	水戸市部活動の活動方針（改訂版） (水戸市教育委員会 令和5年3月) 
茨城県地域クラブ活動ガイドライン (茨城県教育委員会 令和5年2月) 	部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン (スポーツ庁 令和7年12月) 

指導者によるアプリへの登録

「部活アプリ／クラブマネージャー」アプリ  	「部活アプリ／クラブマネージャー」アプリ  
--	---